

避難所のエアコンと水について

今回の地震により、川口市の避難所はどうなっているのか、関心を寄せられる方が多いのではないのでしょうか。川口市では大規模な地震や洪水により家屋が被害を受けた際、自宅での生活が困難な方を保護するために、各地域の小中学校が「指定避難所」として開設されます。

【エアコンについて】

市内の小中学校では、普通教室と特別教室にエアコンが設置されています。また、川口市立附属中学校以外の中学校の体育館には、エアコンが設置されていますが、小学校の体育館は未設置です。4年以内に実施設計を終え、順次工事をしていく予定です。川口市立附属中学校については、現在設置のための実施設計が行われています。

【飲み水について】

各学校に初期対応分として、500mlペットボトル24本入りの箱が平均80箱備蓄されています。各学校には1tの水が入る段ボール貯水槽があり、これに給水車からの水を入れて使う事になっています。

給水車が浄水場から各避難所に水を運び、1ヶ所に長時間留まらないようにしています。

【生活用水について】

生活用水は飲み水とは別です。市内10ヶ所の学校に防災井戸を設置していく計画で、2018年から2021年までに5ヶ所設置できました。しかし工事費高騰のため、防災井戸の設置はやめて、全ての小中学校にプールの水をろ過する装置を置くことになりました。

【防災井戸がある学校】

飯塚小学校 上青木小学校 戸塚綾瀬小学校 安行東中学校 十二月田中学校



金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

2026年8月9日 No.1848

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川 2-28-10
TEL.267-8411 FAX.261-3528
<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>



首都直下地震に備えて住宅の耐震化を

熊本県では再び大震災となり、大きな被害が出ています。被災されたみなさまに心からのお悔やみとお見舞い申し上げます。川口市としても市職員の派遣、募金などの支援に取り組んでいます。

川口市は首都直下地震による被害は埼玉県内で最大と想定されています。各地の大震災の経験からも耐震化されているかどうかで生死を分ける状況になっています。日本共産党川口市議団は近隣市に比べても耐震改修補助の金額を上げるよう、繰り返し主張してきました。その結果、1戸あたりの補助額が40万円から60万円に引き上げられ、あわせて対象範囲も拡充されました。住宅の建て替えが進む中で耐震化率は上がっていますが、まだ耐震化されてもいない住宅も数多く存在しています。



◎川口市の住宅耐震改修補助制度◎ 1戸あたりの補助額40万円→60万円に

- 戸建て住宅…耐震改修に要した費用の23%、60万を限度
 - 共同住宅等…耐震改修に要した費用の23%、1戸当たり45万円、全体で450万円を限度
- 平成12年(2000年)5月31日以前に建築されたもの
→昭和56年(1981年)6月1日～平成12年(2000年)5月30日までに建築されたものは木造在来軸組構法2階建て以下に限る

★耐震改修を行う前に、一般財団法人日本建築防災協会による耐震診断基準等による方法で耐震診断を行う必要があります。その結果、上部構造評点が1.0未満(木造のもの)又は構造耐震指標0.6未満(木造以外のもの)となったものが、耐震改修が必要な建築物となります。

問い合わせは▶▶川口市建築安全課 ☎048-242-6344

2027年度に向けた国民健康保険税の見直しがはじまります



高すぎる国民健康保険税の 軽減策こそ必要です

■ 来年度の国保税の見直しを諮問―更なる負担増の可能性―

7月31日に川口市の国民健康保険運営協議会が開催され、2027年度に向けた国民健康保険税の見直しについて市長から諮問されました。

その内容は、国民健康保険の運営が都道府県を財政の主体として市町村との共同運営となった9年前から「埼玉県国民健康保険運営方針」を基に事業を進めてきたこと。その県の方針（第3期）では2027年度から県内市町村の保険税を統一（準統一）していくことになっていること。そして国保財政健全化のため2027年度の収納率格差以外の項目を統一する準統一に向け、川口市の国保税の税率（県の示す標準保険税率に統一）、賦課限度額（法基準）、減免制度の見直し（県統一）することについてとなっています。

具体的な審議は、埼玉県の2027年度に向けた県内自治体の納付金の仮算定が出た頃になります。しかし、川口市は今年度も14年ぶりに国民健康保険税を大幅に上げました。県への納付金は被保険者数の減少はあるものの一人当たり医療費の増加により増えており、県の標準保険税率も引き上がることが想定されます。

埼玉県の方針通りに川口市の国保税を見直せば、今でも高い国保税が市民への更なる負担増となります。

■ 法律では各市町村で国保税を定めることが基本

国民健康保険の運営はこれまで市町村が主体でした。国や埼玉県の方針通りにすれば自治体がこれまですすめてきた独自の減免制度（川口市の場合は第3子以降の保険税の免除）などもできなくなります。

しかし、埼玉県との共同運営となっても法律上、税率や賦課限度額、減免制度を決めるのは各市町村の条例です。

これ以上の国保税の引上げは許さないこと、川口市が市民の願いに応じて進めてきた第3子以降の子どもの保険税免除や人間ドックなどは、いのちとくらしを応援する制度に更に変えていく必要があります。

84歳以下の後期高齢者医療保険制度のマイナ保険証を持っている方へ
**「資格確認書」の交付申請を一度すれば
毎年「資格確認書」が交付されます。**

令和8年8月1日からご利用いただける資格確認書等が郵送されています。しかし、国の方針により令和8年7月末までの間、マイナ保険証の有無に関わらず全員一律に資格確認書が交付されていましたが、国は、マイナ保険証の利用促進を図るために84歳以下の方でマイナ保険証をお持ちの方については、資格確認書の交付申請による対応に見直しました。そのため、埼玉県後期高齢者医療広域連合議員の日本共産党鳥羽めぐみ議員（さいたま市）は、資格確認書の交付申請書を対象者全員に届け申請の周知を求めました。

84歳以下のかた（令和8年8月1日時点）

1. マイナ保険証をお持ちでないかた

⇒「資格確認書」を交付（有効期限：令和9年7月31日）

2. マイナ保険証をお持ちのかた

⇒「資格情報のお知らせ」を交付（有効期限：令和9年7月31日）

普通郵便で送付します。

※マイナ保険証を提示して医療機関を受診してください。

※マイナ保険証での受診が困難で「資格確認書」の交付を希望される場合は申請手続きが必要です。

① 申請書の提出について

マイナ保険証をお持ちの84歳以下の方でも、申請により資格確認書が取得できます。市町村の後期高齢者医療担当窓口にて「資格確認書の交付申請」を行ってください。なお、申請された場合は、令和9年8月以降も資格確認書が送付されます。

② 申請の際に必要なもの

・資格確認書交付申請書（太枠のみご記入いただき、窓口にお持ちください。）

・本人確認書類

※本人確認書類とは、運転免許証、パスポート、個人番号（マイナンバー）カード、住民基本台帳カード、年金証書など公的機関が発行する書類を指します。

代理人（加入者本人、加入者と同じ世帯の家族以外の方）が届出するときは、委任状及び代理人の本人確認書類が必要です。